

学校経営

(1) 第一中学校教育目標

『考える 思いやる たくましく生きる』

※第一中学校ブロック(第一中、殿山第一小、小倉小、禁野小)めざす子ども像

「考える子・思いやりのある子・たくましい子」

平和で文化的な社会の形成者として、知・徳・体調和の取れた豊かな人間性を有するとともに、民主的で心身ともに健康な実践の人となるため、以下に掲げる生徒の育成に努める。

1. 授業を大切に、学力と知恵を活かせる人
2. 自分に自信をもち、自ら考え行動する人
3. 人権感覚豊かで、自らとともに他者を大切にできる人
4. 健康・体力を備え、粘り強く学びに向かう人
5. 危機管理に敏感で、余裕をもって行動できる人

(2) 第一中学校で育成すべき資質・能力(何ができるようになるか)

1. 失敗を恐れず、自ら課題を見つけ、学んだこと、経験したことを生かし課題解決することができる。
2. 自分自身の考えをもち、他者と意見交流することで考えを広げ、深めることができる。
3. 違いを認め合い、自分も仲間も大切にできる。

(3) 学校経営方針

知・徳・体調和の取れた豊かな人間形成および夢と志をもち可能性に挑戦する人格を形成するため、自立・協働・創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす教育を追求し、創意と工夫にみちた意欲あふれる特色ある学校づくりをめざす。

1. すべての生徒及び教職員の高い人権意識のもと、個々の生徒の人権を尊重し、個性や能力が相互に高められる学校づくり
2. 「生きる力」の育成と、基礎的・基本的な内容を大切に、明るく、規律ある学校づくり
3. 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を育成する主体的・対話的で深い学びを実現できる学校づくり
4. 教育公務員の使命と自覚のもと、「学び続ける教職員」として研修に努めるとともに、ガバナンスが有効に働き、業務の改善により生徒により質の高い教育を推進できる組織としての学校づくり
5. 地域や関係機関との連携を深め、保護者の信託にこたえとともに、地域に開かれた学校づくり

(4) 本年度指導の重点

「枚方市第5次総合計画」ならびに「枚方市教育大綱」、「枚方市教育振興基本計画」を踏まえ、以下の点について重点的に取り組む。

1. 知・徳・体、調和のとれた「生きる力」の育成

① 確かな学力と自立を育む教育の充実

授業改善をはじめとする指導方法の確立と定着を重点に据えた取組を行うことにより、学習指導要領に示された内容を適切かつ確実に指導し、定着を図る。また、教育課程について、編成、実施、評価、改善の一連の取組が組織的・計画的に展開されるようカリキュラム・マネジメントを確立し、「社会に開かれた教育課程」と自律的な学校運営の実現をめざす。

② タブレット端末など ICT を活用した学習活動の充実と情報活用能力の育成

超スマート社会(Society5.0)を生きる子どものため、国の GIGA スクール構想に基づき、タブレット等 ICT を活用した教育を推進することにより、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図る。

③ゴールを明確にした授業づくりの推進

すべての教育の原点は授業であるという認識のもと、全教職員が「Hirakata 授業スタンダード」に基づく「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業や単元を通して、「何ができるようにするのか」といったゴールを明確にした授業づくりを推進する。

④学校組織としてのガバナンスの確立と組織力の向上

すべての生徒の安全・安心と可能性を最大限に伸ばす学びを保障するとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な不測の事態にあっても学びをとめることのない組織であるため、業務の改善、ガバナンスの確立等を通じて組織力を向上する。

2. 人権を尊重した豊かな心を育む教育の推進

①人権・平和を尊重した教育の推進

これまでの人権教育の経験や成果を活かし、子どもの自尊意識を高め人権感覚を醸成するとともに、新たな人権問題を含む様々な人権課題の解決に向け、人権教育を推進する。また、すべての教育活動において人権尊重の精神に徹した組織的な指導に努めるとともに、人権教育推進のため、教職員自らが人権意識を高め、研修等を通じて人権及び人権課題に関する深い認識と実践力を身に付けた人材の育成を図る。

②支援教育の充実

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努め、障害のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、将来の自立と社会参加をめざした支援教育を推進する。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」ならびに合理的配慮の観点を踏まえ、生徒・保護者の思いを受け止め、合意形成を図ることのできる知識と実践力を備えた人材の育成を図る。

3. 教職員の倫理観・規範意識の向上

①教職員研修の充実

互いに学びあう同僚性を高めつつ「学び続ける教職員」をめざし、自身のライフステージに応じて求められる資質・指導力を踏まえた研究と修養に努めるとともに、教職員ごとに研修等に関する記録を作成し、研修の充実を図る。特に、経験の浅い教職員やミドルリーダーの育成を組織的・継続的に育成するため、拠点校指導コーディネーターを講師とした校内 OJT 推進体制により OJT 機能を強化し、学校全体で教職員の力量を形成して学校の活性化と教育力の向上を図り、生徒への指導の充実につなげる。

②生徒指導体制の充実

いじめ・不登校や暴力行為の発生、未然防止及び早期発見・早期解決、保護者と連携したきめ細かい生徒指導の推進、小中学校9年間を見通した生徒指導体制の確立等に努める。また、家庭・地域との連携をより一層深めながら、子どもの安全・安心を確保する学びのセーフティネットを構築する。

③家庭・地域との連携の推進

オープンスクールを始め授業参観を設定するなど学校の諸活動において、保護者や地域の人々が参画しやすいように工夫する。また、地域で育つ子どもを育成するため、積極的に情報を公開するとともに、家庭・地域と協働して地域行事に積極的に取組み、地域に信頼され、地域とともにある学校づくりに努める。

(5) 具体的取組

・学力向上と生きる力の育成

1. 教育課程の研究

- ・知・徳・体バランスの取れた「生きる力」を育成するため、職場体験・自然体験学習、ボランティア活動等様々な体験を重視した教育活動を実践していく。
- ・全教員が授業改善に努め、学習指導要領に示された内容を適正に指導し、指導内容の確実な定着を図る。
- ・全国学力・学習状況調査やチャレンジテスト等の結果を踏まえ、教科会等における授業改善システムを充実するとともに、具体的な目標を設定した「学力向上プラン」を策定し、学力向上の取組を進める。

- ・司書教諭や学校司書の活用や市の図書館と連携し、読書活動の推進や学校図書館の有効利用を図るとともに読書指導の充実に努める。

2. 学校運営体制の充実

- ・校長のリーダーシップのもと、企画運営委員会で学校運営に関する企画・校務の整理・調整を行い、各主任を中心とした効率的な組織体制による運営に努める。
- ・教職員の評価・育成システムや授業アンケート等を活用し、教職員の資質向上と学校の活性化を図る。
- ・学校運営に関し、「学校教育自己診断」の結果等による自己評価や、「学校評議員」による評価を受け学校運営の改善を図る。また、その結果を公表し、家庭や地域との相互理解を深めるよう努める。
- ・機能的な学校運営を進めるために、分掌の見直し、業務の精選などにより、教職員が同僚性を高め、やりがいをもって教育に専念できる体制づくりに努める。

・タブレット端末などICTを活用した学習活動の充実と情報活用能力の育成

- ・教科会等を一層充実し、個々の教員のICT活用指導力の向上や授業改善を図るとともに、ICT等を適切に活用した学習活動の充実を図り、幅広い授業づくりに取り組む。また、生徒がタブレット端末を安全に、かつ安心して使用できるようデジタル・シティズンシップ教育の取組をすすめ、情報活用力の育成に取り組む。
- ・「枚方版ICT教育モデル」を活用し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決したり、自らの考えを発表することのできる資質を育成する。

・道徳教育を核とした心の教育の推進

- ・道徳教育推進教師を中心に、「特別の教科 道徳」を要とする内容の充実と、教材の効果的な利用の仕方等について研究を進め、道徳教育を充実させる。
- ・学級活動を軸として思いやりの心、及び集団の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に生きる人を育てる。
- ・道徳的諸価値について教材や体験等から考えたことを、議論を通して多面的・多角的に考えを深め、自分との関わりで考察できるよう、教材提示や発問、話し合いの形態や板書等の指導方法を工夫し「考え、議論する道徳」に向けた授業改善に努める。

・ゴールを明確にした授業づくりの推進

- ・全教職員が「Hirakata 授業スタンダード」（第2ステージ）に基づく授業をめざした授業改善に取り組む。
- ・「何ができるようになるのか」といったゴールを明確にすることで、主体的・対話的で深い学びを実現し、生徒が主体的に課題を設定するとともに、経験したことを生かし課題解決できる資質・能力を育む。
- ・義務教育9年間を見通したカリキュラムの実践に向けた研究に努める。

・小中一貫教育の推進

- ・一中校区でこれまで取り組んできた学習規律の定着と学びの連続性の深化を踏まえ、発達段階に応じた授業スタイル、カリキュラムの研究・実践に取り組む。
- ・幼小中合同の教職員研修会、各校における校内研修等を通じて、表現力を高める授業づくり・学びあえる集団づくりについて研究を進める。

・人権・平和を尊重した教育の推進

- ・国の関係法令等に留意し、「児童の権利に関する条例」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を踏まえ、すべての教育活動において、生徒が学びの主体となる人権が尊重された教育を実践し、自尊意識を育む人権教育を推進する。
- ・知識・理解に留まらず、参加・体験的学習等により、具体的場面に直面したときに行動できる態度や技能を育成することにより、豊かな感性と高い人権意識を醸成する。

- ・教職員自らが、人権や様々な人権課題に関する正しい知識と理解を深め、豊かな人権意識や鋭い感性を常に磨くよう心がけ、人権尊重の精神に徹した教育活動を進める。
- ・部落差別や在日外国人や障害者に対する差別、いじめ、虐待、平和教育、男女共生教育、性的マイノリティ、ハラスメント、プライバシー、情報モラル・情報発信の責任等様々な人権課題の理解と解決に取り組む。

・支援教育の充実

- ・「ともに学び、ともに育つ」という観点から、障害の有無にかかわらず、すべての生徒が日常的な関わりの中で、お互いについての理解を深め、一人一人を尊重し、違いを認め合う態度を育む学校づくり・集団づくりをより一層進める。そのため、個別の支援計画やスクリーニング等により、障害のある生徒の理解と適切な指導に努め、全校的な支援体制を確立する。
- ・共生社会の実現をめざし、障害のある生徒の人権を尊重し、障害者理解を進める学習活動を推進するとともに、生徒の人権意識の高揚を図る。
- ・支援学級、通級指導教室(きこえとことばの教室)に対する理解と認識を深め、それぞれにおける学びが通常の学級においても活かせるよう、学校体制の充実を図る。
- ・インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むとともに、障害のある生徒への理解を深める。
- ・教育支援ソフトを活用する等し、生徒への丁寧なアセスメントを行い、より実態に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に努める。

・教職員研修の充実

- ・「学び続ける教職員」をめざし、自身のライフステージに応じて求められる資質・指導力を踏まえた研究と修養に努めるとともに、教職員ごとに研修等に関する記録を作成し、研修の充実を図る。
- ・経験年数の少ない教職員に実践的指導力や職務に必要な知識・技能の習得を図る。
- ・ミドルリーダーの育成のために、専門的知識や技能の習得を行うとともに、学校運営を推進する能力の向上を図る。

・生徒指導体制の充実

1. 生徒指導体制の確立

- ・生徒指導主事等を中心とした組織的生徒指導体制により指導にあたる。
- ・「一中・生徒指導方針」に基づく生徒指導を行う。
- ・体罰の根絶については、日々の実践を再点検し、「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」等を活用して教職員全体の共通認識を深め、生徒を真に大切にする教育活動を行う。
- ・家庭・地域との連携をより一層深めるとともに、PTAや地域の健全育成団体・市の家庭児童相談室・子ども家庭センター・少年サポートセンター・警察等の関係諸機関との適切な連携に努める。
- ・豊かな人間性と社会生活に必要なルールや善悪の判断などの道徳性を育成する。
- ・生徒や教職員による実践的な防災・防犯訓練等を実施し、安全確保の取組を推進する。

2. いじめ・不登校

- ・不登校生徒等の支援を要する生徒に関して、社会的自立に向けた取組の充実を図るとともに、人や情報が円滑に機能する校内指導体制づくりを行う。
- ・心の教育による思いやりの心を育み、生徒会活動等の自主的な活動を支援するとともに、いじめはどの学校でもどの子にも起こりうるという認識のもと「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」や生徒の「心」と「体調」を入力する機会を一日一回設け、可視化されたデータ等を活用し、いじめや不登校の早期発見、早期指導の対応等の研修を行い、「いじめは絶対ゆるされない」という毅然とした指導を行う。

- ・いじめを早期に発見し、積極的に認知するため、アンケート調査の実施、個人面談等による実態把握に努める。その際、発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、「いじめ対策委員会」に直ちに情報共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。また、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・いじめ、不登校の未然防止の方法等について研修を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる校内支援体制を整える。
- ・いじめ・不登校委員会の充実・活性化に努める。
- ・枚方市の適応指導教室「ルポ」との連携の推進とともに、校内適応指導教室「学習ルーム」の充実を図る。
- ・市の家庭児童相談室、子ども家庭センター、少年サポートセンター、警察等の関係諸機関との連携を密にする。
- ・子ども一人一人の心の居場所を大切にしたい学校づくりを推進する。

3. 集団づくり

- ・積極的・開発的生徒指導の根幹は「子どもの集団づくり」という認識のもと、改めて集団づくりの意義について全教員で共通理解を図るとともに、その具体的取組について再構築を行ない、集団づくりを核とした学級・学年運営に努める。
- ・生徒の自治能力を高めるとともに、リーダーの育成をめざした生徒会活動・学級活動を中心とした取組を推進する。

・家庭・地域との連携の推進

1. 開かれた学校づくりの推進

- ・開かれた学校運営・情報公開を、より一層進めるため、情報公開条例、個人情報保護条例の趣旨の理解に努めるとともに、教育活動や緊急時の対応などタイムリーな情報の発信により説明責任を果たす。
- ・学校・家庭・地域の連携に努め、地域教育協議会(すこやかネット)への協力を努める。
- ・学校教育自己診断の結果を計画的、具体的に学校教育に反映させ実践、推進していく。
- ・地域や枚方市立小中学校「まなびング」サポート事業、放課後自習教室事業、枚方市立中学校部活動指導協力者派遣事業、枚方市学校支援社会人等指導者活用事業等の人材について、積極的な有効活用に努める。

2. 新型コロナウイルス感染症への対応の充実

- ・保護者・地域の協力を得ながら、手洗い・うがい・マスク着用の徹底など、自らを守るとともに周りにも配慮できる子どもの育成に努める。
- ・臨時休業など不測の事態においても学びを途切れさせない体制を構築する。

3. 環境教育の推進

- ・環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、環境教育を推進する。